

【第2の柱】安全運転の確保

「人優先」を基本とした安全運転を確保するために、運転者のみならず、これから運転免許を取得しようとする者までを含めた運転者教育の充実に努め、運転者の能力や資質の向上を図ります。

特に、今後大幅に増加することが予想される高齢運転者に対する教育等の充実に努めていきます。

また、運転者に対して、運転者教育、安全運転管理者による指導、その他広報啓発等により、横断歩道においては、歩行者が優先であることを含め、高齢者や障害者、子供をはじめとする歩行者や自転車に対する保護意識の向上を図ります。

さらに、今後の自動車運送事業の変化を見据え、企業・事業所等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全運転管理対策の推進や自動車運送事業者の安全対策の充実に努めるとともに、交通労働災害の防止等を図るための取組を進めます。

加えて、道路交通の安全に影響を及ぼす自然現象等に関する適時・適切な情報提供を実施するため、ICT等を活用しつつ、道路交通に関連する総合的な情報提供の充実に努めます。

(1) 運転者教育等の充実

安全運転に必要な知識及び技能を身に付けた上で安全運転を実践できる運転者を育成するため、免許取得前から、安全意識を醸成する交通安全教育の充実に努めるとともに、免許取得時及び免許取得後においては、特に、実際の交通場面で安全に運転する能力を向上させるための教育を行います。

① 運転免許を取得しようとする者に対する教育の充実

ア 自動車教習所における教習の充実

初心運転者に適正な運転知識と技能を修得させる体制を充実させるため、指定自動車教習所に対する指導や卒業生に対する運転技能の検査等を行います。

イ 取得時講習の充実

運転免許を取得して間もない初心運転者の事故率を減少させるため、創意工夫を加えながら、免許の種別ごとに安全運転に関する知識や技能等を習得させ、体系的な交通安全教育の向上を図ります。

ウ 運転免許証交付時教養の推進

新規に準中型免許、普通免許又は二輪免許を取得した者に対し、運転免許証交付時に初心運転者期間制度等についての教養を実施し、初心・若年運転者の安全運転意識の向上を図ります。

② 運転者に対する再教育等の充実

更新時講習、高齢者講習、違反者講習、停止処分者講習及び取消処分者講習等により、運転者に対する再教育が効果的に行われるよう講習施

設・設備の拡充を図るほか、講習指導員の知識・技能の向上、講習機材及び講習内容の充実に努めます。

特に、飲酒運転違反歴のある者が運転免許を取り消された場合等に実施する飲酒運転取消処分者講習等受講者に対して、平素の飲酒状況等の聞き取りを行うほか、カウンセリング等を行うなど、飲酒が運転に与える影響や危険性について適切かつ効果的な指導を行うとともに、必要に応じて専門的な医療機関等を案内し、飲酒運転の根絶とアルコール健康障害対策に向けた取組を推進していきます。

③ 妨害運転等の悪質・危険な運転者に対する処分者講習での再教育

運転適性検査により、受講者の運転特性を診断した上で、必要な個別の指導等を実施し、悪質・危険な運転特性の矯正を図ります。

④ 二輪車安全運転対策の推進

ア 各種安全運転講習の推進

二輪車の事故を防止するため、原付講習を推進するとともに、(公財)千葉県交通安全協会(二輪車安全運転推進委員会)が行う自動二輪車安全運転講習に対して必要な協力を行い、二輪運転者の安全意識及び技能の向上を図ります。

また、ベストライダーコンテスト(二輪車安全運転大会)の活性化を図り、二輪車の模範運転者を育成します。

イ 自動車教習所における二輪教習体制の整備

運転シミュレーターの活用及び教習技術の向上が図れるように指導や働きかけを行います。

⑤ 高齢運転者対策の充実

高齢者が安全に運転を継続できるよう支援する施策を充実させる観点から、安全運転の能力を維持・向上させるための教育を充実するとともに、個々の運転適性に応じて運転継続の可否をよりきめ細かく判断できるようにします。

また、運転免許証を自主返納した高齢者の支援に努めます。

ア 高齢者に対する教育の充実

70歳以上の高齢運転者に対するきめ細やかな高齢者講習の充実を図ります。

また、いわゆるチャレンジ講習やシニア講習の適切な運用を図るとともに、更新時講習における高齢者学級の拡充等に努めます。

イ 安全運転相談の充実

高齢運転者の身体機能低下による安全運転相談については、運転者一人一人の運転適性を詳細に検査・確認し、同検査結果に基づき、適切な助言や安全指導を行います。

また、運転シミュレーターを活用し、実践・体験により運転者自身に結果を効果的に自覚させる検査を推進します。

ウ 認知機能検査の充実

75歳以上となる運転者が運転免許を更新する際に実施する認知機能検査が義務付けられたことから、同検査に基づいた高齢者講習を実施し、安全運転の能力を維持・向上させるための教育を充実するとともに、引き続き安全運転を継続できるよう支援に努めます。

また、日本語を理解できない外国人の高齢運転者に対し、認知機能検査を適正かつ円滑に実施するため、外国語による検査を実施します。

エ 参加・体験・実践型教育の推進

高齢運転者の関係する交通事故が増加していることから、自動車教習所及び関係機関・団体と連携して、シルバードライビングスクールなど、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施します。

また、地域における高齢者の交通安全リーダーを育成し、自主的な交通安全活動、指導を促進することを目的に、自動車教習所を会場に、自動車運転や車両の内輪差や死角を実際に体験するなど、交通事故が発生する危険な状況を研修します。

オ 高齢運転者標識（高齢者マーク）の活用

70歳以上の運転者は、高齢運転者標識を表示する努力義務があることから、各種講習・免許証交付時等において、積極的に広報を実施し、高齢運転者標識の表示の定着化を図るとともに、他の年齢層には、高齢運転者の特性を理解させ、高齢運転者標識を表示した自動車に配慮する運転者教育に努めます。

また、高齢運転者標識に関する広報物を配布する際は、高齢運転者標識の意義や目的を記載し、普及の促進を図ります。

カ 適切な運転行動を促すための広報啓発の推進

高齢運転者に対して、「雨の日や夜間は運転を控える。」「運転は、近所のスーパーや病院までにする。」「体調がすぐれない日は、運転をしない。」など、天候や自身の体調を考慮し、適切な運転行動をとる「はればれ運転」を積極的に広報し、高齢運転者の意識改善を促すことで交通事故抑止に努めます。

キ 安全運転サポート車の普及促進

安全運転サポート車（衝突被害軽減ブレーキ※及びペダル踏み間違い時加速抑制装置を搭載した自動車をいう。）について、自動車教習所、関係機関・団体や自動車メーカー等と連携した体験乗車会等を通じて更なる普及促進を図ります。

併せて、安全運転サポート車の普及啓発に当たり、条件によっては装置が適切に作動しない場合があり、事故を完全に防ぐものではないことなど、その機能の限界や使用上の注意点を正しく理解し、機能を過信せず責任をもって安全運転を行わなければならない旨の周知を図ります。

ク 運転免許自主返納に対する支援措置の拡充

高齢運転者による交通事故を減少させるため、「運転に自信がなくなった」等の理由により、自動車の運転に不安がある高齢者が、自主的に運転免許を返納しやすい環境を整備し、返納後の支援を行うため、企業や自治体等に、返納者への支援措置の協賛を積極的に働きかけます。

ケ 運転免許自主返納等に関する高齢者への周知、地域への広報の強化

運転に不安がある高齢者に対して運転免許の自主返納を促すため、運転免許自主返納制度や運転免許自主返納者への支援措置を分かりやすく説明した資料を作成し、これを各自治体の窓口等で配布することにより、高齢者を取り巻く地域社会への周知、広報を強化し、高齢運転者による交通事故抑止に努めます。

コ 高齢者及び家族への支援、相談体制の強化

自動車等の運転に不安がある高齢者及びその家族等のための相談窓口として千葉運転免許センター及び流山運転免許センターに「安全運転相談窓口」を開設しているほか、「安全運転相談ダイヤル（#8080）」での電話相談を行い、相談受理体制の充実・強化を図ります。

サ 改正道路交通法の円滑な施行

75歳以上で一定の違反歴がある高齢運転者に対する運転技能検査制度の導入及び申請により自動車の種類を限定するなどの限定条件付免許制度の導入等を内容とする道路交通法の一部を改正する法律が令和4年6月までに施行されることから、改正法の適正かつ円滑な施行について準備を進めるとともに、施行後のこれらの制度の適切な運用に努めます。

⑥ 自動車安全運転センターの業務の充実

自動車安全運転センターが交通安全意識の高揚を図るため行う、通知・証明及び調査研究業務等に必要な支援を行います。

⑦ 自動車運送事業等に従事する運転者に対する適性診断の充実

運行管理者の講習等を通じ、事業者が運転者に対して実施する指導監督の指針に基づく安全教育の徹底を図るとともに、違反・事故惹起運転者、初任運転者及び高齢運転者に対する適性診断の受診を義務づけ、特別な安全教育を確実に実施するよう指導していくとともに、監査において指針に基づく教育が確実に実施されていなかった場合は、法令違反として指摘し改善を求めていきます。

また、特別な安全教育の対象とならない運転者に対しての適性診断についても、事業者監査、各種講習会及び事業者団体を通じて、積極的に受診するよう促進していきます。

⑧ 危険な運転者の早期排除

行政処分制度の適正かつ効果的な運用を行い、危険な運転者の早期排

除を図ります。

(2) 運転免許業務のサービスの向上

県民の利便性の向上等を図るため、手続の合理化・簡素化を推進するとともに、更新申請者等施設利用者の負担軽減のための環境整備に努めます。

また、聴覚障害者の免許取得等に係る受入態勢の整備・充実に努め、聴覚障害者が容易に受けられる教習環境の醸成に努めます。

(3) 安全運転管理の推進

安全運転管理者及び副安全運転管理者に対する講習の充実などにより、安全運転管理者等の資質の向上を図るとともに、事業所内で交通安全教育指針に基づいた交通安全教育が適切に行われるよう指導するとともに、安全運転管理者等の未選任事業所の一掃を図り、企業における安全運転管理体制を充実強化し、安全運転管理業務の徹底を図ります。

さらに、使用者、安全運転管理者等による下命、容認違反等については、使用者責任を迫及し、安全運転管理業務の徹底を図ります。

なお、事業所における交通安全教育においては、従業員に対する一般的な教養だけでなく、地域の交通安全ボランティア活動等の参加・体験型の交通安全教育を推奨し、従業員自身の交通安全への理解及び安全を守ろうとする意識を高めると共に、事業所の社会貢献活動の一環として交通安全活動が実施される環境づくりに努めます。

(4) 事業用自動車の安全プラン等に基づく安全対策の推進

① 運輸安全マネジメント等を通じた安全体質の確立

事業用自動車の輸送の安全を推進するため、自動車運送事業者の中で公共性の高い、又は安全性の水準が低いと認められる者に対し「運輸安全マネジメント評価」を実施し、事業者自らが取り組む安全管理の向上を図る。

② 抜本的対策による飲酒運転の根絶

飲酒運転根絶活動を推進するため、飲酒運転根絶協議会と緊密な連携を図り、運送事業者が自らの意思で飲酒運転の根絶を宣言する「飲酒運転根絶宣言」への参加を促すなど、「飲酒運転は絶対しない、させない、ゆるさない」社会環境づくりに努めます。

また、各種講習会等を通じて、点呼時のアルコール検知器の使用の徹底を指導し、また、飲酒が運転に与える危険性について事故事例に基づき説明を行い、事業者や運行管理者等の意識向上を図ります。

③ ICT・自動運転等新技術の普及推進

効率的で確実な運行管理を促進するため、各種講習会等を通じてICT化した運行管理の高度化に資する機器の導入や活用を促すほか、事業

者による事故防止の取組を推進するため、ASV※装置搭載車両の導入を促すとともに、適切な使用を指導します。

④ 超高齢社会におけるユニバーサルサービス連携強化を踏まえた事故の防止対策

事業用自動車の運転者の高齢化、及び高齢者が被害者となる事故の増加を踏まえ、高齢運転者による事故防止対策及び乗合バスにおける車内事故の実態を踏まえた取組を推進します。

⑤ 業態ごとの事故発生傾向、主要な要因等を踏まえた事故防止対策

トラック・バス・タクシーの業態毎の特徴的な事故傾向を踏まえた事故防止の取組を推進するため、各講習等を通じて事業者等に対し、国土交通省が業態毎に策定した指導・監督マニュアルの活用を促すほか、年度ごとに開催される関東地域事業用自動車安全対策会議において策定された関東地域事業用自動車安全施策について周知徹底及び関係事業者団体等と連携した積極的な推進を図ります。

⑥ 事業用自動車の事故調査委員会の提案を踏まえた対策

事業用自動車の事故の調査・分析を関係機関の協力の下、(公財)交通事故総合分析センターに委託し、「事業用自動車事故調査委員会」を設置して事業用自動車の重大事故の多面的調査のほか、より高度かつ複合的な調査・分析を行い、これらの結果を基に客観性・実効性のある再発防止策の提言を行い、事故の未然防止に向けた取組を推進します。

⑦ 運転者の健康起因事故防止対策の推進

運転者の体調急変に伴う事故を防止するため、各種講習会等を通じ、運行管理者等に対し「事業用自動車の運転者の健康管理マニュアル」の周知・徹底を図るとともに、睡眠時無呼吸症候群スクリーニング検査、脳ドック等の健康起因事故の予防対策の実施を推進します。

⑧ 自動車運送事業者に対するコンプライアンスの徹底

自動車運送事業者に対して、法令を遵守した運行管理の徹底を図るため、監査等による指導監督を強化するとともに、関係団体等を通じて指導を行います。

また、運行管理者試験制度による運行管理者資質の向上、貨物自動車運送適正化事業実施機関等を通じての過労運転、過積載の防止、運行の安全を確保するための指導の徹底を図ります。

さらに、自動車運送事業者による飲酒運転等の悪質違反、重大事故及び過労運転等に起因する事故などの通知制度の的確な運用に努めます。

⑨ 自動車運送事業安全性評価事業の促進等

トラック運送事業者の交通安全対策に関する取組として、(公社)全日本トラック協会が実施している貨物自動車運送事業安全性評価事業(Gマーク制度※)及び貸切バス事業者安全性評価認定実施機関が実施している貸切バス事業者の安全制評価認定制度について広く啓蒙し、利用者

が安全性の高い事業者を選択できるようにするとともに、自動車運送事業者の安全意識向上を促進します。

また、交通安全に資する環境対策として、自動車を30台以上使用する事業者に対して、県環境保全条例に基づき自動車環境管理計画書及び実績報告書の作成・提出を求め、車両の適切な維持管理、エコドライブ等の適正な運転の実施を促進します。

(5) 交通労働災害の防止等

① 交通労働災害の防止

「交通労働災害防止のためのガイドライン（指針）」の周知徹底を行うことにより、

ア 交通安全教育の実施

イ 労働災害事例の提供や危険マップ（危険の見える化）、ポスターの掲示等による情報の共有化、安全意識の啓発

ウ 危険予知活動等による日常的な安全活動の実施

エ 点呼等による健康管理の実施

オ 運転者の疲労に配慮した走行計画の策定、走行時間の管理

を重点とした各々の職場における交通事故防止への取組を促進します。

また、これらの対策が効果的に実施されるよう関係団体と連携し、交通労働災害防止担当管理者教育についての指導及び援助、交通労働災害防止指導員による事業場個別指導等を実施します。

昨今の自動車運送事業を取り巻く状況を踏まえた対策を検討し、環境変化や感染症による影響を踏まえた新たな安全対策を講ずるよう指導及び援助を実施します。

② 自動車運転者の労働条件の適正化等

自動車運転者を使用する事業場に対し、労働基準法（昭和22年法律第49号）等の関係法令及び「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）の履行確保のための監督指導を実施するとともに、改正労働基準法（平成31年4月施行）時間外労働の上限規制の周知を実施します。

また、関係行政機関との連絡会議の開催、監査・監督結果の相互通報制度等の活用及び必要に応じ合同監査・監督を実施します。

さらに、労働時間管理適正化指導員による事業場個別指導等を実施します。

(6) 道路交通に関する情報の充実

① 危険物輸送に関する情報提供の充実等

危険物輸送時の事故による大規模な災害を未然に防止し、災害が発生した場合の被害の軽減に資する情報提供の充実を図るため、イエローカ

ード（危険物を輸送する際の万一の事故に備えて、運転者等が取るべき処置を書いた緊急連絡カード）の携行、関係法令の遵守、運転者教育の実施等について、運行管理者の講習等を通じ、危険物運送事業者に指導します。

② 気象情報等の充実

銚子地方気象台は、道路交通に影響を及ぼす台風、大雨、竜巻等の激しい突風、地震、津波、火山噴火等の自然現象について、的確な実況監視を行い、関係機関、道路利用者等が必要な措置を迅速にとることで事故の防止・軽減に資するよう、適時・適切に特別警報・警報・予報等を発表し、関係機関等に迅速かつ確実に伝達するとともに、報道機関等の協力により道路利用者へ周知します。

また、このほか住民に対し、気象庁ホームページや国土交通省防災情報提供センターを通じて気象情報等をリアルタイムで分かり易く提供します。さらに、気象、地象、水象に関する知識の普及のため、気象情報等の利用方法等に関する講習会の開催、広報資料の作成・配布などを行うほか、防災機関の担当者を対象に、特別警報・警報・予報等の伝達などに関する説明会及び気象防災ワークショップを開催します。